

議案第27号

大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例

大田原市道路占用料条例（平成14年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420
	第2種電柱		650
	第3種電柱		880
	第1種電話柱		380
	第2種電話柱		610
	第3種電話柱		830
	その他の柱類		38
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230
	外径が1メートル以上のもの			450
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	760
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.010を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480
	地下に設ける通路			290
	その他のもの			760
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	標識		1本につき1年	610
	旗ざお		1本につき1月	96
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1年	96

		つき1月	
	アーチ	1基につき1月	960
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	96

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定により占有の許可を受けている者に係る占有料の額は、当該許可に係る占有の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。